（答申第５９号）

答　　申

第１　審査会の結論

岐阜県知事（以下「処分庁」という。）が行った特定の児童の補助記録に係る保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

第２　諮問事案の概要

１　保有個人情報開示請求等

（１）保有個人情報開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、令和７年６月４日付けで処分庁に対し、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）本件開示請求の内容

令和５年３月頃（また、それ以前）、岐阜県〇〇子ども相談センター職員との面談時に関する文章、情報をはじめとする当センターが所有する〇〇〇〇氏に関する一切の記録（補助記録）全て。

２　処分庁の決定

処分庁は、請求内容に合致する文書として、「補助記録」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、法第７８条第１項第２号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同項第７号（事務事業情報）に該当する情報が記載されているとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和７年７月１８日付け〇〇第１６７号の３により、審査請求人に通知した。

３　審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和７年１０月１９日付けで、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　諮問

処分庁は、法第１０５条第３項で準用する同条第１項の規定に基づき、令和７年１１月２６日付け子家第１０２２号で、本件審査請求について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第３　審査請求人の主張

１　本件審査請求の趣旨

不開示とした部分を取り消し、開示とする裁決を求める。

２　本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

（１）不開示箇所（開示請求者以外の個人に関する情報）について

審査請求人は、令和○年○月○日付け上申書等で上申しているとおり、審査請求人の子○○○である○○○○（以下「○○」という。）の第○学年時のテストの採点方法やテストの不記載○○枚（○○○点）、虚偽記載○○枚（○○○点）合計約○，○○○点が成績に反映されていないこと等をはじめ、○○○○○が起訴された刑事事件の判決に対し、無罪を言い渡すべき明らかな証拠（以下「本件就学拒否」という。）を新たに発見したので、追って、再審を請求する準備をしており、よって、法第７８条第１項第２号イ、ロ又はハに掲げる情報であるので、審査請求人に開示することが必要であると認められる。

（２）不開示箇所（事務事業情報）について

法第７８条第１項第７号についても、審査請求人と当該家族の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的開示も認められているので（法第８０条）、本件不開示情報を開示されたい。

（３）その他の主張について

開示された部分に関して訂正請求権（法第９０条）を行使したく、本件不開示情報があることで、本件不開示情報中の審査請求人に対する訂正請求権の行使も妨害されることになる。

審査請求人は、令和○年○月○日、○○が在籍する○○○○○○○学校の○○らに対する○○されている。

○○○○○が起訴された刑事事件及び本件就学拒否に関しては、令和○年○○月○○日付け上申書において、当時の内閣総理大臣等へ上申申し上げている。

第４　処分庁の主張

１　趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

２　本件処分の理由

処分庁が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

（１）不開示箇所（開示請求者以外の個人に関する情報）について

本件公文書には、開示請求者以外の氏名及び面接内容や通話内容等の情報が記載されている。これらはいずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることになるものを含む。）ため、法第７８条第１項第２号に該当すると判断した。

法第７８条第１項第２号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を除くと規定しているが、「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報

を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定のことであり、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることとされている。この点、当該情報について児童虐待の防止等に関する法律などにより開示を義務付ける規定はなく、かつ、請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にも該当しない。

法第７８条第１項第２号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と規定されている。審査請求人は再審請求の準備のため、本件の開示が必要であると主張するが、同号ただし書ロに該当するかどうかは開示することにより害されるおそれのある個人の権利利益との比較衡量によりその優越性を判断すべきものであり、当該箇所を開示することで、人の生命、健康、生活又は財産の保護が具体的に図られるとは認められず、開示により害される利益より優越すると判断できない。

法第７８条第１項第２号ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定されている。本件請求では、審査請求人に応答した公務員の氏名などの職務遂行に関する情報は開示しているが、その他の開示請求者以外の個人の氏名や面接内容等は公務員の職務遂行情報には該当しない。

したがって、法第７８条第１項第２号イ、ロ又はハのいずれにも該当しない。

（２）不開示箇所（事務事業情報）について

本件公文書には、処分庁を含む関係機関（以下「関係機関等」という。）との面談又は電話による協議内容に関する情報が記載されており、これらの情報は、処分庁が対象児童に対し適切な措置・支援を講じるために、関係機関等以外には漏らさないことを前提として行った面接や協議、連絡、調整等の記録である。

関係機関等は、児童虐待の防止等に関する法律第５条第３項及び第４項に規定する秘密保持の考え方に則り、情報が外部に漏れないことを前提に活動しているため、これらを開示すれば、処分庁に対する信頼は失われ、今後、関係機関からの協力が得られなくなり、連携して業務にあたることができなくなる。

また、処分庁の職員が、開示請求があるかもしれないとして、率直かつ詳細な記録の作成を躊躇することにより、職員間で正確な情報の共有ができず、児童や保護者などの状況を正確に把握することができなくなる。

以上のことから、対象となる児童の適切な保護、支援等が困難となり、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、法第７８条第１項第７号に該当すると判断した。

法第８０条（裁量的開示）は、行政機関等として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には行政的判断により、開示することができるものとする規定であり、法第７８条第１項第７号で判断した事務事業の支障と比較して、個人の権利利益の保護が上回るものではない。

（３）その他の主張について

訂正請求権を行使することを目的としていることを理由に開示の可否を判断するものではなく、法第７８条第１項各号に該当するか否かで判断するものであり、法第７８条第１項第２号又は７号の該当性については上述のとおりである。

本件審査請求は、法に基づく部分開示決定の適否を審査するものであって、審査請求人の主張は本件審査請求と無関係である。

第５　審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

１　本件処分の妥当性について

処分庁は前記「第２　諮問事案の概要」のうち、「２　処分庁の決定」に記載のとおり、本件公文書に記載された開示請求者以外の個人に関する情報が法第７８条第１項第２号の規定に該当し、また、関係機関との間で行った協議内容が法第７８条第１項第７号の規定に該当するとして、本件処分を行ったことから、以下、本件処分の不開示情報該当性について検討する。

（１）法第７８条第１項第２号該当性について

審査請求人は、不開示とされた部分について、全く違うことを言われていると考えているため、その内容を開示してほしい旨を主張する。

一方、処分庁は、本件公文書に記載されている開示請求者以外の個人の氏名や面接内容、通話内容は、いずれも特定の個人を識別することができる情報、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能な情報であり、法第７８条第１項第２号に規定する不開示情報に該当する旨を主張している。また、処分庁は同号ただし書各号についても検討したが、当該情報は法令により開示が予定されている情報には該当せず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが特に必要であるとは認められないことから、例外的に開示すべき事情も認められないと主張している。

この点について、審査会が本件公文書を見分したところ、不開示とされた部分には、開示請求者以外の者の状況として、面接内容や通話内容等が記載されていることが確認された。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第７８条第１項第２号に該当するものと認められる。

また、当該情報の内容及び性質に照らしても法第７８条第１項第２号ただし書イに規定する慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当せず、同号ただし書ロに規定されている「人の生命、健康、生活又は

財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するかについて検討すると、当該箇所を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護が具体的に図られるとは認められない。さらに、同号ただし書ハに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報にも該当しないものと認められる。

以上のことから、不開示とされた部分は開示請求者以外の個人に関する情報として法第７８条第１項第２号に該当するとした本件処分は妥当である。

（２）法第７８条第１項第７号該当性について

審査請求人は、不開示とされた部分が多く何が記載されているか分からない旨や全く違うことを言われていると考えているため、その内容を開示してほしい旨を主張する。

一方、処分庁は、本件公文書には、○○子ども相談センター（以下「センター」という。）と関係機関との協議内容が記録されており、これらの情報は、対象児童に対する適切な支援を行うために、外部に漏れないことを前提として行われた率直な意見交換の記録であると説明する。そのため、これらを開示した場合、関係機関からのセンターに対する信頼が損なわれ、今後、必要な情報提供や協力が得られなくなるおそれや、職員が率直かつ詳細な記録作成を控えるといった支障が生じるおそれがあると主張している。特に、児童虐待の発見・対応において重要な役割を果たす通告制度については、通告者が特定される可能性があるとの懸念が生じれば、通告を躊躇させ、その結果、虐待の早期発見や対応が遅れ、児童の生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす可能性があると主張している。

このように、処分庁は当該情報を開示することにより、児童相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号に該当すると判断した旨を主張する。

この点について、審査会が本件公文書を見分したところ、不開示とされた部分には、センターと関係機関との連絡調整等に係る情報及びセンター内部での検討等に係る情報があり、いずれも開示されることを前提としない率直な記載であることが確認された。

これらの情報は他者に明らかにしないことを前提として聞き取ったもの又は作成されたものであるため、これらを開示した場合、関係当事者間の信頼関係が損なわれ、率直な意見や必要な情報を得ることが困難になるなど、今後の児童相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、不開示とされた部分は事務又は事業に関する情報として法第７８条第１項第７号に該当するとした本件処分は妥当である。

２　その他の主張について

審査請求人は、○○が、○学校の○○らに対する○○されたこと、また、○○○○○が起訴された刑事事件及び本件就学拒否に関して、上申書により、当

時の内閣総理大臣等へ上申していることなどを主張している。しかしながら、審査会は、岐阜県個人情報保護審査会条例により与えられた所掌事務の範囲において、開示請求者からの保有個人情報開示請求に対して処分庁が行った部分開示決定の適否を審査することを本務とするものである。したがって、これらの主張については、本件処分の適否に直接関わるものではなく、審査会の審査の対象には含まれない。

3　結論

以上により、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審　査　の　経　過
令和７年11月26日	処分庁から諮問を受けた。
令和８年１月22日	処分庁から弁明書（写し）を受領した。
令和８年４月28日	処分庁から反論書（写し）を受領した。
令和８年６月10日 （第122回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和８年７月23日 （第123回審査会）	審査請求人及び処分庁から口頭意見陳述を受けた。
令和８年８月17日 （第124回審査会）	答申案の審議を行った。

（参考）　岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏　名	職　業　等	備　考
	鍔口　崇	弁護士	
	佐藤　住子	行政書士	
	椎名　智彦	朝日大学法学部教授	
	白木　雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会　長	和田　恵	弁護士	

（五十音順）